

昭和五二年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)26117079
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

全民労協「中間報告」反対の明確な態度を……………	2
— 今夏の総評・各単産大会の課題 —	
二一世紀にむけた政府・独占の教育政策……………	7
— 臨教審第一次答申の本質と教育労働者の任務 —	
朝鮮半島の新しい情勢(一)……………	12
連載 『資本論』第一巻を読む(5)	
労働のもつ二面的性質(一)……………	15
読者からのおたより……………	18
編集部だより……………	18

旬刊社会通信

NO. 270

一九八五年七月二日

一九八五年七月一日

(毎月一日・二日・三日三回発行)

全民労協「中間報告」反対の明確な態度を

— 今夏の総評・各単産大会の課題 —

はじめに

総評、各単産大会のシーズンを迎えて、労働戦線の右翼的再編問題が再び重大な局面を迎えている。その本質もまたいっそう分りやすくなってきている。全民労協の「連合組織構想検討委員会」の「中間報告」については、本誌二六七号にとりあげた通りだが、労働問題は重大な問題なので、最近の動きとあわせて再度とりあげておきたい。

迫らせる態度決定

「中間報告」は、民間だけで「全国的中央組織」をつくり、それが国際自由労連に一括加盟し、同時に都道府県単位に地域組織をつくっていく、といっているのであるから、労働組織の官民への分裂の強行を表明したのにはかならない。官公労三五〇万のうち、総評が三〇〇万をしめていることで分かるように、官民分裂がおきけることは、総評が大分裂の危機に直接するということである。だから本誌二六七号で、「連合体移行で総評は解体の危機に」と述べたのである。

「中間報告」は五月に発表されたが、九月には本答申がおこなわれることになっている。本答申には、「中間報告」の基本がそのままひきつがれることはほばまちがいない。そして、本答申は全民労協第四回総会にかけられて決定される。こういうスケジュールになっている。したがって、今夏の総評、各単産大会は否応なしに「中間報告」への態度決定が迫られることになる。ことはもはや民間単産だけの問題ではない。かりに、官公労の単産の大会が、「総評補強五項目」（以下「五項目」）の堅持とか、全的統一といった一般の方針を決めるだけに終わるなら、現在の事態に対してほとんど何も決めなかったに等しいことになる。なぜなら、全民労協は遅くとも十一月には、民間だけの分裂組織をつくる方針を決定するからである。

人をコケにした真柄答弁

真柄事務局長は、五月三十一日の総評拡大評議員会で、「五項目」はこれから「議論されると答弁」した。だがこれほど人をコケにする答弁はない。拡評に集まる大幹部を、そう幼児扱いにしては失礼というものだろう。

総評は一月の第二回拡大評議員会で、自らの「五項目」を放棄することを表明し、その線にそって全民労協への申し入れをおこなった。内容の骨子は以下の通りである（詳細は本誌第二五四号）。

- ① 春闘問題—全労働組合の取り組む運動となっており、今後も労働運動の基礎におくことは、全労働界で合意を得られる。
- ② 反自民・野党共闘問題—現時点での合意形成は困難。

③ 選別排除問題—準備会、全民労協への参加について選別排除はおこなわれていない。したがって合意が得られる。

④ 中小・末組織問題—全民労協でも合意が得られる。

⑤ 企業組合体質問題—共通の認識であり、合意がなりたつ。

このように、②以外はすべて合意がえられる問題である。問題は「反自民・野党共闘問題」だけであるから、次のようにしている。

「(反自民・野党共闘問題)については、全民労協としていかなる合意形式が可能であるか、引き続きつめていくこととする。その際、政党との協力関係については『政策・要求で一致する課題について政党との協力』を案とすることについて検討する」。

重大なごまかし

上記の答弁と報告(方針?)には、重大なごまかしがあることに、読者はお気づきだろうか。あまり長々と述べるわけにはいかないので、問題をしばって述べておこう。

第一は、「五項目」の内容がすりかえられた上に、方針の転換がなされていることである。

まず春闘問題についてである。総評大会で確認した「五項目」の第一項は、「基本構想」が、戦後労働運動の中心的な位置を占めた春闘、その後の国民春闘への発展を正しく評価しておらず、その継承・発展の方向が明らかにされていないから、それを統一の基調にしろ、という要求である。同盟の前身である全労は当初、春闘に反対であり、また、その後の同盟も七三年春闘の年金とスト権ストに反対した。つまり国民春闘に反対した。七〇年代初頭の「民間先行」による再編が失敗した基本的原因がここにあったのは、歴史的事実として明白である。

「基本構想」の中には、春闘—国民春闘の評価がまったくなくどころか、春闘の文字すらないのは、総評の歴史が否定され、同盟の路線で書かれているということなのである。春闘の評価を労働運動の歴史のなかに明記せよというのは、総評路線の正しさとその継承発展を求めたものにはかならない。「春闘(呼称は別として)は全労働組合の取り組む運動」となっており、今後も「全労働界で合意を得られる問題である」という第二回拡評の報告は、自らの方針をこっそりすりかえるペテン師の口口といわれても仕方がない。しかも後述するように、春闘が単なる賃闘(呼称はどうでもいいのではなくて、春闘といわずに賃闘というのが、同盟路線なのである)になり、その賃闘すらなくされようとしているのが、今日の情勢の特徴の一つである。

もう一つは、「五項目」の第二項は、労働組合は、反自民勢力を結集するために全野党との協力、共同闘争を展開するようにしなければならぬということである。これは基本的構えを述べたところであって、労働組合運動は平和と民主主義を守り、政治反動を阻止する役割りを果たさなければならぬし、そのために反自民のあらゆる勢力を結集する要の役割りを果たすべきだということである。ところが総評は、全民労協への申し入れ文書のなかで、「反自民」は全民労協も一致していると勝手に断定(全民労協は反自民の立場を明らかにしていない。それどころかその政策は親自民である)した。それだけではない。全民労協が共産党排除の立場を明らかにしているのに、その撤回を求めないで、一般的な表現でごまかそうとしている。この項はその内容からいっても「反自民・全野党共闘」と

表現されていたのに、いつのまにかこっそり「全」の字をとり払い、「反自民・野党共闘問題」という表現に変えられている。それもまた、悪質なすりかえとしかいいようがない。

第二は、「五項目」が、「中間報告」でまったく無視されたことが明らかなのに、これから議論されるとごまかしていることである。

ここでは明確な事実経過だけを述べておこう。全民労協は一九八四年一月の第三回総会で、「『基本構想』に対する補強的見解について、総会後の早い時期に検討し、整理する」方針を確認した。そして、「連合組織構想検討委員会」が設置され、検討がすすめられた。総評は一九八五年一月の第二回拡評で、上述の「五項目」のとり扱いを決め、一月二二日に全民労協に申し入れた。その後、つまり五月二二日に「中間報告」がだされた。しかもこのなかでは、「『基本構想』にもとづく綱領・憲章」の作成が明記されて、次のことが述べられている。すなわち、「基本構想の原則は堅持」すること、「基本構想」のなかの「運動の基調（理念）」は新組織の綱領・憲章にひきつぐこと、「基本構想」の「情勢の基本認識」、「統一の必要性と目的」については、「全民労協の活動の実績などの視点から見直してみると同時に、連合組織への移行の必要性を追加すること、である。

総評の申し入れの後に「中間報告」がだされたのであって、しかもそれは「『基本構想』に対する補強見解」を「検討」「整理」したうえでだされている。なのになぜ、これから討議されるというのだろうか。

しかもそれが、人をごまかしながら事実だけはすずめるという悪質な手口かと思ったら、総評幹部は本気でそれをいい、全民労協幹部にごまかされているようにもみえる。そうであればいかにも恥かしい話したが、真柄事務局長は六月五日に、「労働社会問題研究センター」というところが主催したセミナー（真柄氏のほか、藤原全金同盟組合長、薬科電機労連委員長、田淵全日通委員長、山岸全電通委員長ら五人によるもの）で、次のように言っている。

「総評は基本構想に関する補強五項目の見解について一定の整理をしたが、これが全民労協の中でどのように扱われたか、明らかにすれば、ありがたいと思う」（「生産性新聞」、六月十二日号）。

総評幹部が、全民労協幹部に無視されてもなお、お願いしているのである。

重ねていうが、「中間報告」は「五項目」をまったく無視してだされた。したがって、各単産に求められているのは、「中間報告」に対する態度である。これに賛成か反対かの明確な態度である。今年の大会はその態度決定が求められている。

「全国的中央組織」にもごまかし

なお、連合組織が「民間部門の全国的中央組織」とされた点についてふれておきたい。はじめの「メモ」では、「民間部門のナショナル・センター」とされていた。これが書きかえられたことについて、真柄氏は前記のセミナーで、「……初めは民間のナショナル・センターとあったものを全国的中央組織にかえて配慮してくれたことを評価する」と発言している。

「全国的中央組織」を英語でいえばナショナル・センターである。真柄氏は、英語を日本語にしただけのことを、なぜそんなにありがたがるのだろうか。それは「的」が入ったからだというのである。この点について、田淵氏は同セミナーで次のようにいっている。

「……民間のナショナル・センターとすれば官がおいでけぼりになる印象を与えてまずい。全国でなく、全国的的がつかうのが意味深い」と。

なお、「的」とは「の」という意味だが、表現をあいまいにする効果がある。だがこの場合は、全国の組織というか全国組織というかの違いにすぎない。「的」が入れば、人々をごまかせるというのである。だからありがたいといっている。なんという会話だろう。

「行革」推進を叫ぶ全民労協

全民労協は六月二十八日に、「昭和六〇〜六一年度 政策・制度要求と提言（案）」なるものを発表した。内容は、経済政策など一三項目からなるが、そのうちの「行政改革について」を簡単に紹介しておこう。

基本的な考え方のところで、「行政改革を本格的に推進していく」こと、そのために「国民意識の高揚と世論形成に努め」ることが述べられている。紙数もないので、ここでは、今もっとも注目される地方行革にかかわる項目だけを紹介しておきたい。一言でいうと、行政の減量化、事務・事業の整理合理化、民営化・民間委託の推進等、行革審と自治省がすすめる「地方行革」とほとんど同一の内容である。

△国と地方の行政事務の整理効率化▽

- (一) 中央の集約的、画一的統制を排して、公的な権限、機能など財源を中央から地方に移管し、地方分権を拡大すること。
 - (二) 国と地方の間の機能分担および財源負担のあり方について徹底した見直しを行うこと。
 - (三) 行政事務・事業の廃止・縮小をはかることなど地方行革を強力に推進し、国・地方を通ずる行政の減量化、効率化を進めること。
 - (四) 中央と地方を通じての行政サービスの供給をより地域住民に身近なところで行われるようにすること。(以下略)
 - (五) 国の関与や必置規制の全面的な見直しを行い、真に必要な場合に限定し、できる限り地方の自主性に委ねること。
 - (六) 各種会館等公共施設の多角的有効利用を促進し、新設にあたっては效率的有效利用を第一とすること。
 - (七) 各種公共施設の民営化、管理運営の民間委託など、民間活力の活用を推進すること。
 - (八) ごみ収集、給食業務等の民間委託などを積極的に推進するとともに、推進にあたっては行政の責任体制の明確化ならびに厳格な運用措置を講ずること。
 - (九) 民営化、民間委託などを推進する上で制約となっている法令、通達、補助金要綱等を緩和、廃止すること。
 - (十) 地方自治体における住民不信を買う慣行、慣習を是正すること。
 - (十一) 地方議会の議員定数を議会の機能を留意しつつ是正すること。また不合理な慣行などを改善すること。
- 「行政改革について」のなかには、補助金等の整理合理化、特殊法人の整理・統合、オンプズマン（行政監視官）制度の導入、などが含まれている。

全労協が「行革」推進であり、官公労働者の首切り合理化に賛成する組織であることが明白になった。全労協が連合体になり、これにのみこまれるように総評が解体していくことは、日本の労働運動が「行革」や軍拡に抵抗しない労働運動に再編されていくということである。

賃金闘争すら放棄した鉄鋼労連

全労協の文書をみれば分るように、この組織は決して春闘という言葉を使わない。例えば、第三回総会の議案をみても「賃金闘争」という言葉だけである。そして、この賃金闘争の要求方式は、周知のように経済「整合性」論になっている。

ところが、この「整合性」論すらあやしくなってきた。例えば、全労協の有力単産の一つである鉄鋼労連の中村委員長は、五月におこなわれた同労連の「八五年春闘総括討論集会」（なお鉄鋼労連はまだ春闘といっている）で、次のように述べたと新聞が報じている。

「可処分所得は、税や社会保障の負担増など企業外の事情でも決まるもので、こうした社会的コストの埋め合わせ分を企業の賃上げに求めるのは問題で、自戒するべきだ」と。

この集会にだされた「討論テーマ」では、「可処分所得論」は、「ミクロ経済における付加価値の分配と、マクロとしての社会全体のコスト負担によって規定づけられるものをあいまいにした論議傾向がみられる」と、慎重な表現であった。

日経連の大槻会長は、五月一日の日経連総会でこの問題にふれているが、この中村発言を日経連が大歓迎し、この論議の発展を望んだのはいうまでもない（六月六日の「日経連タイムス」）。

「整合性」論にもとづく賃金要求とは、全労協の方針にもあるように、経済、雇用、物価、内需拡大、可処分所得などを「総合的に勘案」したものであるとされている。要するに人間らしく生きていける賃金という、労働者の要求からつくられるものではないということである。ところが、このうち「可処分所得は税や社会保障負担増など企業外の事情」で決まるものだから、これを要求に入れるのはおかしいというのが、中村発言の主旨である。この論法でいけば、消費者物価も「企業外の事情」によるものであるから、これを賃金要求に含めるのはおかしいということになる。こうして、「整合性」論にたてば、けっきょく企業の生産性だけが指標となり、なにもかも自粛する方向にしかならないであろう。これが、全労協型「賃闘」の行く末である。

夏の大会は総評のゆくえに直結

全労協の路線は「行革」推進であるだけでなく、賃金自粛路線であって、その本質がますます明らかになってきている。この全労協路線に、日本労働運動全体がのみこまれるのを阻止しうるかどうかは、今夏の総評・各単産大会の動向にかかっている。「中間報告」に反対する明確な態度決定が求められている。

一一一世紀にむけた政府・独占の教育政策

— 臨教審第一次答申の本質と教育労働者の任務(二) —

一 はじめに

本誌二六五号(五月二一日付)は、「競争原理導入をめざす—臨教審の本質と教育労働者の任務」について報告をおこなった。

ここでは、(一)今年最大の課題—国鉄と教育、(二)教育の自由化論の意味するもの、(三)競争原理で動評を主張する財界—についてのべた。そしてまた、今論議されている臨時教育審議会(以下臨教審)での改革論議の土台をなしている世界を考える京都座会の「学校活性化のための七つの提言」を「資料」として提示した。

したがって、ここでは、第一次答申のポイントについて報告し、反臨教審の方向性を考えあいたい。

臨教審は、去る四月二四日、昨年の秋に中曽根が一方的に任命した委員、専門委員による非公開の審議をとりまとめ、「審議経過の概要(その二)」を公表した。

この「審議経過の概要(その二)」は、昨年十一月十四日に公表された「概要(その一)」以降の総会・各部会の審議経過をまとめたもので、六月二六日におこなわれる第一次答申の骨格となるもの。

さて、この「概要」の評価はどうだろうか。卒直に言ってマスコミからもあまり評判がよくないというのが実情である。一例をあげれば、「現実に立った教育論が必要」(「毎日」社説)をはじめとして、いま現実に教育を受けている子ども・青年の痛みを知り、その背景と原因の徹底した究明にこそ時間をかけるべきだ、との指摘が多くの関係者からなされているということに他ならない。

こうした批判からもわかるように、臨教審における教育改革論議は、教育の現実や父母・国民の切実な教育要求から遊離した教育論であることは明白である。

二 臨教審第一次答申をとりまく構造について

本号では、六月二六日に公表される(一八日に本稿を起載したため)第一次答申の批判がポイントである。しかし、その前提として、改めて教育(日教組)攻勢の構造について概観しておきたい。

『教育労働運動通信』第八号(四月刊)で東京都高教の坂牛氏が「臨教審を一般教育問題としてとらえるなら、とりかえしのつかない事態におちいる危険性がある」「日教組二〇万人が職場を追われることになりかねない」と警鐘を打ち鳴らしている。つまり、教育を蚕食するものは能力主義教育と能力主義管理にあるとし、「これとの職場でのたたかひの実践にたつて、地域の労働者・父母と語りあい、たたかひの論を拡大・発展させること」と、たたかひの方向を提起している。

一方、同通信第九号(七月刊)で東大教授の塚本健氏は「こんにち、独占資本にとり新

製品開発と合理化は、国際的規模でくりひろげられる市場競争競争のなかで、生きのびるための決め手となっている。大メーカーは、目まぐるしいほど、次から次へと新製品を売りだし、研究開発部門に大量の労働力を投入している。ハイテク労働者への需要が構造的にふえる、労働力需要構造の変化に合わせて、労働力商品供給体制を変えることが臨教審教育改革プランの一つの柱である」と臨教審の本質を分析している。

臨教審という舞台装置はこのようになってきている。だから、第一次答申（原案）の「現在、受験競争が過熱し、様々なひずみをもたらしているが、その大きな要因・背景として、学歴偏重の社会的風潮があることを見逃すことはできない。このような社会的風潮が学校教育の場で激しい学歴獲得競争をひき起こし、子どもたちの適性を無視した序列争いに追いこみ、落ちこぼれや非行、校内暴力などの教育荒廃を引き起こす主要な原因の一つとなっている。本審議会が何よりもまず学歴社会の弊害の是正の問題をとりあげた理由は、ここにある」という表現、現状認識がいかにペテンであるかは明白であろう。

中曽根は、昨年の自民党夏期セミナーで「現在の経済状況から脱却するには公的規制の緩和というあらたな途をさぐり、民間活力を刺激することが必要だ。電々公社の民営化などをテコにして高度情報社会を建設する。それから二番目に、金融資本市場の自由化。それから国有地や国鉄所有地を民間に開放する。四番目として、教育の六・三・三制の弾力化もその一つだ」とのべている。

これはまさに、臨調・行革、国鉄・電々公社の民営化、そしてさまざまな経済活動の規制を緩和していく、教育を公費部門からはずし民間活力にゆだねる、また、国家財政あるいは公的な財政負担を軽くする経費削減論⇨受益者負担主義とむすびついて教育改革が意識されているということである。

臨調・行革の体制的・国家レベルでの総仕上げは行革審で急テンポで、その地方版は地方行革大綱によってさらにきまこまかく、そして国鉄問題は七月の監理委答申で——と構造的戦略のもとで、これら一連の攻勢は展開されている。このことを改めて再確認することこそ、反行革統一行動（闘争）をつくりあげる基礎だと思ふ。

三 第一次答申の基調は何か

(1) 答申（原案）の骨子

答申（原案）は、「はじめに」に続いて「第一部⇨教育改革の基本方向」「第二部⇨第一次改革案」の二部構成。第一部で教育の現状、いまなぜ教育改革か、臨教審の役割、教育改革の基本的考え方について述べたあと①個性重視の原則、②基礎・基本の重視、③創造性・考える力の育成、④選択の機会の拡大、⑤教育環境の人間化、⑥生涯学習体系への移行、⑦教育の国際化、⑧教育の情報化の八項目を「改革の基本的考え方」として提示。これに沿って来年度五月予定の基本答申（第二次答申）に盛りこまれる当面の主要課題に、二世紀に向けての教育の基本的在り方、生涯学習の組織化・体系化、学校教育の充実・活性化、徳育、伝統文化の尊重・日本人としての自覚の教育、教育内容の基本的在り方と教科書、教員の資質向上（養成・採用・研修・評価）、国・地方の役割分担と権限、責任、学校の管理運営の在り方、国際化——等をあげている。

第二部は、今次答申の「目玉」になるもので大学入試の「共通テスト」「六年生中等学校」「単位制高校」の創設などの改革案を示している。

こうした原案内容は、文章表現上の意見・注が二六日答申ギリギリまで続けられようが、基本的な内容の変更はない。

(2) 第一部 教育改革の基本方向のポイント

いま、多くの父母、教職員をはじめとする教育関係者が子ども・青年や学校の荒廃した状況を目の前にしてなんとか教育（現状）を変えなくてはならないと思っている。

答申（原案）は、この点を巧みに衡している。現実にはたまたあらわれている現象のいくつかを羅列し、「なるほど、その通りだ」と思わせただで「しかしながら、根本的には心の矛盾、物質万能主義や摂理観、自然と野生の喪失等近代科学文明がもたらした諸問題を指摘しておかなければならない」とし、この現状は「基本的には明治以降の我が国の教育の在り方とも深くかかわっている」と「億総ザンゲ」的反省を迫る。その上で「この教育は……効率性を重視し、画一的なものにならざるを得なかった」と断定し、「今や教育荒廃に象徴される様々な病理現象を根本原因にさかのぼって解決し、将来に向けて教育の世界にいよいよと活力と創造性、豊かな人間性と心の触れ合いを回復すること、そのため、明治以降の我が国近代教育ならびに戦後教育の功罰をバランスの取れた視点で全面的に見直し、その成果は、これを評価し継承発展させ、その短所や限界は、これを克服することが緊急課題」だとする「第2節」いま、なぜ教育改革か」。

こうした視野からの「第4節 教育改革の基本的考え方」では、「今次教育改革は、教育基本法の精神にのっとって進める」という条件を一応付与してみせた上で「時代の進展に対応し得る教育の改革を推進するための基本的条件」を提示してみせる。ここから臨教審流改革、つまり、先にのべた本質、政府・財界のねらいが明確に吐露されることになる。

つまり、「個性主義の原則」は今次教育改革で最も重視されなければならないものとして、他のすべてを通ずる基本的な原則」であると主張する（個性主義―つまり、教育の自由化」の変名―この点は二六五号参照）。

「個性重視の原則」では、「個性とは、個人の個性のみならず、家庭、学校、地域、企業、国家、文化、時代の個性をも意味している。それぞれの個性は相互に無関係に孤立しているのではない」とし、さらに「それゆえに真に自らの個性を知り、それを尊重し、それを生かす、自己責任を貫くもののみが最もよく他者の個性を尊重し、生かすことができる」とのべる。ここでの主張点は、憲法第二六条や教育基本法第二条の精神、つまり、すべての人間は、教育によって人間として生きる力をうるとともに、それぞれの個性を尊重しながら、人間としての社会性、連帯性を築くという意味とは全くちがう。逆なのである。

臨教審は、憲法第二六条や教育基本法第一条の「能力に応じた教育権保障」規定をやり玉にあげる。つまり、能力発達ののおくれや、身体的、社会的、経済的にハンディキャップを負う者にとっても、ひとしく人間として尊重し、人格の完成をめざして、その発達の必要に応じて、手厚く、十分な教育機会と条件を保障するとした基本的人権尊重（公教育の原則）こそが「（公教育）制度の画一性、硬直性」を生み出したというわけである。言い換えれば、「団体駆け足行進」だということであり「これから先も画一主義でいったらダメ

になる」という香山の主張に帰結することになる。

また、こうも言っている。「……選択の自由の増大する社会に生きる人間は、自由を享受すると同時に、この自由の重み、責任の増大に耐え得る能力を身につけていなければならない」と。この内容を、「自由化論者」の天谷臨教審委員の表現で解説すると「追いつこうとしている人間には選択の自由がない。与えられた目標を猛烈に追うことが美德である。先頭に立つ人間には、選択の自由がある。天国に至る道と地獄に至る道を選択する自由がある。故に自由は重大な責任を伴う。不自由であることの安易に慣れた者は、自由であることの困難を理解せず、これにこたえることができない」ということになる（「二一世紀の要請する教育」）。

このように、二一世紀に即応する国民の資質として、先頭に立つ能力が強調されている。「我が国が二一世紀に向けて、創造的で活力ある社会を築いていくために」（はじめに）、つまり日本経済がこれからも世界先進資本主義諸国に伍して、さらに先頭を走るためには、どうしてもこれまで以上のエリート教育を重視しなければならないということなのである。この命題こそが、臨教審の最大テーマであるといっても良い。

この個性主義、そして、選択の機会の拡大に続く、基礎・基本の重視、教育の国際化は、政府・独占流の教育改革の二つ目のポイントである。

冒頭に紹介した塚本氏が分析する第一のポイント、つまりハイテク労働力需要に対応する労働力商品供給体制こそが個性主義、選択の機会の拡大であり、第二のポイントはこうした教育制度（内容）の結果、当然にも非国家的（民族的）労働力の創出（資本は国籍を持たない）となり、日本資本主義への求心力を別に求める、確保しなければならぬ環境・条件整備が不可欠なことは言うまでもない。

その担保こそが、「伝統文化を継承し、日本人としての自覚に立って国際社会に貢献し得る国民の育成」であり、「自国文化に対する深い認識と敬愛を持ちながら異なる文化に対する幅広い理解と寛容」である。そしてまた、「思いやりの心」へとつながる。

臨教審内部では、これまでの道徳教育については名称も含めて見直したいという考えがある。道徳が徳育となり、さらに「心の教育」へと衣替えしようとしている。すでに文部省は、道徳の指導資料『思いやりの心を育てる指導』作成作業に着手している。

「国を愛する心を育てる教育、国際的視野に立って日本文化の個性をしっかりと身につけさせるような教育」、答申原案のA教育の国際化Vとは、こうした意味を持っている。

全国各地で急テンポで進行している「日の丸」「君が代」は、こうした動向と軌を一にした臨教審先どり攻撃に他ならない。

それだけではない。八六（昭和六一）年の天皇在位六〇周年記念事業の実施計画づくりが総務庁を中心にすでに準備されている。今秋から来年にかけて、天皇問題は教育現場にさまざまな波紋を投げかけるにちがいないし、この思想攻勢への反撃は「日の丸」「君が代」問題をさらに具体化したたかいたかとして重視されなければならない。

「我が国が二一世紀に向けて、創造的で活力ある社会を築いていく」（答申原案AはじめにV）ための臨教審答申とは、まさに二一世紀という新時代に日本経済（資本主義）がどのように成長をとげ、そして現在の世界経済における日本の位置を保ち、さらに確固と

した資本主義体制で前進していくのかということが先述した中曽根発言だけではなく、経済界（独占資本）の問題意識なのである。そうした観点から教育システムの「活性化」を求めているのである。「生涯学習体系への移行」も、学校を相対化し家族の機能、特に母子関係の重要性の強調、さらに企業内教育の重視も同心円上のものである。

四 日教組運動の課題

中曽根の「戦後政治の総決算」路線は、臨調・行革の全面化、「その一環としての戦後教育の総決算」は、こうして本格的に展開されつつある。いや、すでにこうした本格攻勢の下地はすでに七一（昭和四六）年の中教審答申以降着実に学校現場に浸透しつつしているといった方が確かかもしれない。だからこそ、「本審議会の役割」で、「特に四六答申の諸提案については、その後の時の経過を踏まえ、今日的視点に立って、これを見直し、……」とのべるのである。

この中教審路線との攻防戦の経過と結果については略するが、今次臨教審自体がこれらの経過と結果の上に立っての追撃であることは火を見るより明らかなことである。教育荒廃状況を前に、そしてまたそれと立ちむかう国民的共通認識を共有するためにか日教組、教育労働運動の中に「教師の自省」を強調する傾向、「荒廃要因の複雑性・構造的性」、つまり国家（行政）や財界（独占）にのみ要因を押しつけるべきではない、といった思考（想）も目立ち始めている。

この第一次答申（原案）の本音は、教育荒廃という現象を利用したにすぎないし、現状の教育には様々な矛盾があり問題があるにしても、それは画一的教育観を持っている教育関係者、つまり日教組なのだと言責任転嫁してくるにちがいない。このことについては、前号（第二六五号）でふれた。

改めて指導部の情況認識と職場で苦闘している組合員とのかい離を考えないわけにはいかないし、そこを埋めること自体が重要な組織活動、たたかいたと考えざるを得ない。

以上、臨教審第一次答申のポイント（第一部）について概観してきた。今後、「第二部」第一次改革案」の大学入学者選抜制度の改革（現行の国公立共通一次に代えて新しく国公立共通一周に代えて新しく国公立を通じて各大学自由利用の「共通テストの」創設）、大学入学資格の弾力化（例えば修業年度三年以上の高専卒業者等への大学入学資格の付与）、六年制中等学校（現行中学・高校の接続）、単位制高校（単位の累積加算により卒業資格の認定をおこなう新タイプの高校）についての分析をおこないたい。また、あわせて反臨教審闘争の実践課題についても各地の読者と共に考えていきたい。（つづく）

〔お詫びと訂正〕④本誌二六五号中、「教育の自由化」論の意味するもの」中で一部『木村経済通信』からの引用注を明記しませんでした。関係者各位に深くお詫びします。②同号一〇頁末尾から二行目……新・自由主義の……は「新保守主義」の誤りにつき訂正致します。（K）

朝鮮半島の新しい情勢(一)

急進展する南北対話

朝鮮半島をめぐる情勢がしきりに動いている。南の「韓」国大統領が四月下旬訪米から帰国するのとはば同じ頃、米国務省の高官の一人が北京を訪問した。それから間もなく、五月五日、六日に中国共産党の胡耀邦総書記が朝鮮民主主義人民共和国を訪問した。北京から列車で朝鮮に向った一行は、鴨緑江を渡ったところ、国境の都市新義州で金日成主席、金正日書記、呉振于人民武力相(国防相)、許鏐書記の迎えを受け、二日間歓談した。

この中朝首脳会談のニュースは五月七日、北京と平壤で大々的にTVで放映された。同じ日ワシントンで米「韓」安保協議が行われ、共同声明が発表された。

五月十三日から南の「韓」国国会が開かれ、北の共和国が提案した南北国会会談を南が受諾するという見通しが明らかになった。

五月十七日板門店で、第二回南北経済会談が開かれた。昨年十一月十五日第一回会談が行われ、引き続き開催が合意されていたにも拘らず、南が北の警告を無視して米「韓」合同軍事演習を強行し、軍事的圧迫を加えたため、北の抗議で中断されていたものである。

同じ五月十七日ソウルを始め南の各地の大学を中心に、光州事件五周年を期してこの事件の責任者を追及する大衆デモが展開され、警官隊によって逮捕されたものが一〇〇名を超えた。折から国会では新韓民主党が光州事件の真相究明を要求して調査特別委員会設置が与野党対決の一つの焦点になっている。

学生を中心とする光州事件真相究明を要求する大衆デモは、知識人や宗教者の座り込みなども加えて激化する中で、五月二十三日学生七十六人が光州事件の責任者を明らかにすることをアメリカに要求し、アメリカの反共宣伝機関であるソウルの米文化センターを占拠した。光州事件五周年を目前に、「韓」国政府は文益煥師ら反独裁に大きな影響力を持つ人を自宅軟禁するなど強硬措置をとっていたが、米文化センターを占拠した学生を警察の武力行使で排除しようとした。しかし、アメリカ大使館が事態悪化を防止しようと、「韓」国当局を抑えた結果、一応暴力行使に至らず、学生の自主的占拠解除で事件は落ち着いた。

この事件で開催が危ぶまれた南北赤十字会談は、予定通り五月二十八日から開催され、北の代表がソウルに入り、三十日に帰国したが、十二年ぶりに開催された会談で、双方は解放四十周年のこの八月十五日を期して「離散家族故郷訪問団」と「民俗芸術団」をそれぞれ相互交換することで合意し、その実施のための実務者協議を七月十五日板門店で開くことになった。

六月一日南の「韓」国国会は、かねて予測されていた通り、四月九日北の朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議が提案した国会会談に同意し、「南北統一憲法制定のため」「南北国会会談を歓迎する」という北への回答を全員一致で採択した。

六月五日になると全斗煥が「年内に南北首脳会談」開催を提案したという新聞報道が各

紙夕刊に現れた。

対話の背後に北の熱意

一昨年大韓航空機サハリン上空侵犯事件、ラングーン爆破事件が相次いで発生し、朝鮮半島が異常な緊張に包まれたときから、まだそれほど日時が遠くない時機におけるこの南北間の対話が進行しているのは、いささか不可解な感がないでもない。

しかし現実はいま見た通りである。その対話への出発点は、八四年一月の北からの「三者会談」の提案だった。しかもその提案は突然行われたものではなく、サハリン上空で大韓航空機が撃墜された十日ほど後の九月中旬に米政府筋から中国政府筋を通して金日成主席に「三者会談」開催の可能性が打診され、朝鮮側から十月十日に開催に同意する旨が同じく中国政府筋を通してアメリカに伝えられていたことが、中国政府筋の言明で明らかにされた。正に水面下の米朝間のコミュニケーションである。ラングーン事件はその前日十月九日に発生したもので、朝米の直接交渉を望む朝鮮がラングーン事件に関与する必要も理由もなかったといわれる所以である。なぜ朝鮮がアメリカとの直接交渉を要求してきたかは、いうまでもなく朝鮮休戦協定が当時の国連軍最高司令官・中国人民志願軍司令官との間で調印されたもので、「韓」国関係者は停戦協定でも米軍の統帥権の下で参加せず、李承晩も参加を拒否したという事実があり、この休戦協定を平和協定に切替えるには朝米の交渉で足りるし、朝米の交渉を抜いて停戦協定を平和協定に改めることは不可能だからである。したがって朝鮮側は、アメリカの傀儡である「韓」国政府当局との交渉よりも朝米交渉を優先し、「韓」国政府当局に対しては、「韓」国軍の統帥権をアメリカから取戻し、米軍を撤退させ、「自主化」してくるなら交渉にも応じようといってきた。

「三者会談」は、従来の北の態度から見ると、朝米の交渉のテーブルに「韓」国を加えるという点で、大きな変化を示している。しかしこれは決して突然のことではなかった。「三者会談」という企画は、一九七八年三月、当時の米大統領カーターがユーゴスラビアのチトー大統領を通して朝鮮民主主義人民共和国に打診しており、当時日本の新聞でも大きく報道されたものだ。同じ年四月、朝鮮がルーマニアのチャウセスク大統領を通してアメリカ側に南北の連邦化構想を伝えたと、報道された。そのころ最も注目されたのが、南の米軍の存在が朝米会談の妨げにならないかどうかということと、「韓」国を共和国が交渉相手として認めるだろうかということだ。

こうした経過の中で、一九八〇年十月金日成主席の「高麗民主連邦共和国創建」による統一案が提案され、一九八四年の「三者会談」提案が続いたのである。さらに注目されることとして八四年九月金日成主席の口から、南からの米軍撤退は「三者会談」開催の前提条件ではない旨が言明された。中国の国際問題専門家は、この金日成主席の言明を特に強調しており、朝鮮側の姿勢の変化だとさえ述べている。この点については後で触れる。

さて、連邦制による統一、統一実現を可能ならしめる雰囲気醸成（諸条件の創出）という統一への努力の積み上げが行われてきた経過は、以上で理解できよう。この統一への努力がさらに前進したのが、八四年八月の赤十字救援物資の北から南への送達だった。この水害見舞物資の輸送は、北から南への初めての経済交流への窓口にもなった。これは統

一努力の文脈の中でどう捉えるべきであろうか。ここで想い起こしたいのは、一九七二年七月七日の南北共同声明である。この声明は南と北の政府当局が隠密裡に進めた正式な接触と交渉の結果生まれたもので、北の共和国側は南の「韓」国側と直接交渉を持ったという事実を残したが、統一が「自主的」「平和的」に実現されるという原則が南北で確認され、そのための「民族大団結」がはかられるべきだという合意が勝ちとられたのである。そこにいわれている「民族大団結」を指すものとして、赤十字救援物資が北から南へ送られたと捉えるのが正しい捉え方であろう。

冒頭述べた通り、北側の強い抗議にもかかわらず、南では米「韓」合同軍事演習「チームスピリット八五」が強行され、「軍事的脅迫の下での対話はあり得ない」とする朝鮮民主主義人民共和国は南北経済会談を中止した。しかし、軍事演習がまだ終了していない四月初めに、演習終了後会談再開を提案し、実現をみているのである。

こうした北側の努力は、連邦制による南北統一、その実現を目指すための軍事緊張の緩和と解消、統一という民族的悲願を基礎とする民族大団結の実現という一連の政治戦略に立っていると見るべきであろう。

朝鮮関連記事の背景

マスコミが流す情報は、日常すべてソウル発、ワシントン発、東京発である。梶谷善久氏が常に強調していることに、「外信には国籍がある」ということである。特にソウル発の記事には、たとえ日本人記者の記事であろうと、大統領官邸「青瓦台」の利害の影響が濃厚である。その記事が書くときの特徴は、「北の変化」である。南北対話の発展はすべて「北が」態度を変えて来たが故に始まったのであって、南はそれだけに「北への不信」が強い(いつひっくり返るか分からない)という書き方をしている。

果たしてそうであろうか。朝鮮民主主義人民共和国は、チュチュエ思想で武装したマルクス・レーニン主義の朝鮮労働党が指導している国家であり、人民民主主義、社会主義の国家である。原則は正しくこれをふまえている。しかし決して教条主義ではない。チュチュエ思想は教条主義を最も嫌う思想である。情勢を正しく分析し、これに正しく主体的対応をするのがチュチュエ思想の神髄であろう。したがって、情勢の変化に柔軟に対応する。

階級的立場に立って見るなら、朝鮮民主主義人民共和国あるいは朝鮮労働党が南北統一にむけてとってきた態度に変化がありとすれば、それは相手側の変化に対応した変化だという見方をする必要がある。

しからば、相手側にどんな変化があったのかをしらべてみる必要がある。朝鮮の分断が冷戦の結果だという国際的史実から考えて、朝鮮問題が常に国際的条件からの影響を直接間接受けざるを得ないことは当然である。広く国際的な階級関係を考えることが、まず必要になってくる。以下は次号で、くわしく見てみることにしよう。(共朴熙)

連載 『資本論』第一巻を読む5

労働のもつ二面的性質(一)

第一章第二節(第一九—第二六パラグラフ)

第二節 商品に表わされた労働の二重性

〔19〕第一節における商品の考察において、商品はまず使用価値と交換価値をもつものとして現われた。分析の進行に伴って、それをつくりだす労働もまた、使用価値をつくりだすものとしての目に見えるとおりの労働とは異なった、価値を形成する「抽象的人間労働」というもうひとつの性格があることが示された。

この労働の二面的性質は、マルクスがその著『経済学批判』においてはじめて、先行学説を批判する立場から説明したものである。彼は一八六八年一月八日付のエンゲルスあての手紙のなかで、自分の著作の「根本的に新しい要素」のひとつとして、「商品が使用価値と交換価値の二重物だとすれば、商品に表わされる労働も二重の性格をもっていないなければならない、という簡単なことを、経済学者たちは例外なく見落としていたのだが、他方スミスやリカードなどにおけるような単なる労働への単なる分解は、いたるところで不可解なものにぶつからざるをえない、ということ。これこそは、実に批判的な見解の秘密の全部なのだ」(国民文庫『資本論書簡2』一一二—一一三頁)といっている。この点を出発点として研究が展開されていくので、労働の二重性についてより詳しく見ていこう。

* (一)内は、パラグラフ番号。〔19〕は岩波文庫第一文冊七八頁、第二節冒頭から。〔20〕二つの商品、一着の上衣と一〇エレ(古い長さの尺度で地方によって異なった。プロイセンでは一エレ＝六六・七センチ。ただしマルクスはドイツでいう英エレ、すなわちヤードを念頭においていたかもしれない。一ヤード＝九一・四センチ)の亜麻布を例にとろう。そして一着の上衣は一〇エレの亜麻布の二倍の価値があるものとしよう。この二つの商品による例は今後第一、第三節にしばしば表われ、『資本論』を読む人にとって忘れ難いものとなる。しかしこれをWと2Wで表わすという表現法は、どういいうわけか、このあとまったく登場せず、不必要なものとなっている。

〔21〕まず、使用価値をつくるものとしての労働から考察しよう。上衣は服を着ようという特定の欲望を充足させるひとつの使用価値である。「特別の」という表現は今後も時おり出てくるが、他と区別される個別的な、というくらいの意味にとつてよい。これをつくるためにはある種の生産的活動(今後ここで定義される有用労働と同義語として使われる。多少この言葉の方が意味が広そうではあるがはっきりしない)を必要とし、それはその目的、作業法、対象、手段および成果によって規定される。生産物の使用価値としてその有用性が表わされる労働を「有用労働」と名づける。つまり、今後有用労働といったばあい、その労働は使用価値をつくりだす側面での労働であり、かつ実際に一定の有用性をつくりだす労働を意味することになる。

〔22〕上衣と亜麻布は使用価値として質的に異なり、したがってそれをつくりだす労働、このばあい裁縫と機織(はたおり)も質的に違っている。そうであるからこそ、これらは

商品としてあい対し、交換されるのである。同一使用価値である上衣と上衣が交換されるということは、個人的には何かの思い出になるかもしれないが、社会的には意味がない。

〔23〕各種の使用価値を全部集めてみると、それらをつくりだした有用労働が植物の分類図のように大きな系統樹のどこかに位置づけられる。そしてその総体が社会的分業であって、商品生産が存在するための条件となっている。各生産者が自分の生活に必要なものすべてを生産し、自給自足を行なうとしたら、商品交換は行なわれまい。

しかし逆に、社会的分業があれば必ず商品生産が行なわれるというわけではない。たとえば古代の共同体社会にあっては、社会的分業が行なわれていてもその生産物が互いに商品としてあい対することはなかった。また身近な例では、工場で行なわれる工程の分割、いわゆる工場内分業についても似たことがいえる。このようなばあいはなぜ商品とならないかという、その生産者たちが独立して私的労働を行なわず、各人がその個人的生産物を交換するという関係になっていないからである。

そこでこういうことがありうる。すなわち、きのうまで工場内分業であったものが下請け化され、そこから中間製品として購入されることになれば、きのうまでとまったく同じものが社会的分業にもとづく商品となる。〔18〕でものべたように、生産物が商品という形態をとるかどうかは、おかれた社会的環境によって決まるのである。

〔24〕以上をまとめておこう。すべての商品の使用価値は有用労働によってつくられる。そして各商品種はそれぞれ質的に違った有用労働を含んでいるから商品として交換されるのである。そして商品生産社会にあっては、独立した私的生産者の行なうこうした有用労働の質的違いが発展して社会的分業となる。

マルクスは前段で、社会的分業が商品生産の存立条件であるとのべていたが、ここでは商品生産がそれを発展させるともいっている。その相互関係は弁証法的に見られなければならない。

有用労働は人間の存立条件である

〔25〕だが、上衣自身は商品となるかどうかに関係なく、だれが着ても使用価値として有効である。同じように、その上衣をつくる労働も、裁縫業という特定の職業として独立して社会的分業の一分肢となるとしても、それ以前と具体的な労働のあり方はなんら変わりなかった。服を着たいという欲求を人間がもつかぎり、幾千年ものあいだ人間は裁縫し続けてきたのである。

そこで注目されねばならないことは、上衣のように自然には存在しない富をむかしから人間がもっていたということは、特定の目的のため自然(素材)に働きかけること、すなわち一定の手段をもって、ある対象にある作業法をなす「生産的活動」〔21〕もむかしから行なわれてきたことであろう。

「使用価値は富の社会的形態の如何にかかわらず、富の素材的内容をなす」〔4〕のであるから、当然それをつくりだす有用労働も生産様式の如何にかかわらず、それから独立した人間の存立条件である。すなわち、自然から必要なものを摂取し不要なものを排出して人間の生活を続けていくため、永久に、絶対に必要なものである。「物質代謝」は、古

くは新陳代謝、今日では物質交代ともいい、生物体がその生存に必要な物を体内に取り入れ、必要になつたものを捨てることをいう。人間が生活していくために自然とのあいだでそれと同じような関係がつくられるので、こうした生物学の用語が使われている。

〔26〕つまり上衣にせよ亜麻布にせよ、一般に使用価値である商品のからだは、自然素材に労働を加えた、その二つの要素を総合させたものであるといえる。そこから一切の有用労働を引きさきつてみれば、残るのは自然の物質的基盤である。「試みに一塊のパンからそれについてやされた労働を、パン屋、粉ひき屋、小作農等々の労働をとりさつてみなさい。あとにいったい何が残るか？ ひとつかみの、野生の、どんな人間にとつても使いものにならない雑草だけだ」というクーパーの説明を、マルクスは『経済学批判』で引用している(国民文庫版、三五頁)が、まさにそのとおりであろう。

しかも人間はその生産において、自然力の援けをかりて、自然の法則の範囲内で、ただ自然素材の形態を物理的、化学的等のやり方で変更することしかできない。したがって労働は唯一の富の源泉ではなく、ペティもいうように自然と労働の両者が源泉なのである。

ウィリアム・ペティ(一六二三—一六八七)はイギリス人で、経済学・統計学の創始者とされる。マルクスは「私が古典派経済学と考えるものは、W・ペティ以来の一切の経済学であつて、それは俗流経済学と反対に、ブルジョアの生産諸関係の内的関連を探究するものである」(第一章註三二、岩波文庫一四六頁。ただし現在ふつう「古典派経済学」というばあいはA・スミス以後をさし、ペティは経済学生成期の代表として、それとは区別して位置づけられる)と、ペティを評価している。ペティの頃はまだ農業が最重要産業であり、課税源泉であつたから、土地をもつて自然を代表させて考えていたわけである。

マルクスがここで引いているこの有名な言葉自体はペティがいだしたわけではないようだが、その主著『租税貢納論』の「第一〇章 刑罰について」に出てくる。経済学の本にしては奇妙な章の題である。ちょっとおもしろいので、その節の全文を引用しておく。

「ここでわれわれは『土地が富の母であるように、労働は富の父であり、その能動的要素である』といわれわれの見解の帰結として、国家が、その成員を殺したり、その手足を切断したり、投獄したりするのは、同時に国家自身をも処罰することにほかならないということ提起すべきである。この見地から、そのような処罰は(できる限り)さけられるべきであろうし、それらは労働と公共の富とを増加する罰金刑に換刑されるべきであろう」(岩波文庫版、一一九頁)。(神津 朝夫)

訂正 以下のような誤植がありましたので、訂正しておわび申しあげます。

第一回(二六五号)〔2〕五行目、生産手段↓生活手段。〔4〕一六行目、単語 が↓単語Uhrが。

第二回(二六六号)〔6〕一四行目、Große→Größe。同一五行目、数字の↓数学の。〔9〕の前の見出し、価値の実態↓価値の実体。

第三回(二六七号) 一六頁六行目、蒸気機械↓蒸気織機

◇ 読者からのおたより ◇

いよいよ夏らしく暑くなってきました。そちらはツユでしようね。私達の闘いも、行革の教育、国鉄、地方自治の答申の揃い踏み。九月の全民労協の最終答申との対決、等々と本当にあつ(熱)くならざるをえません。「通信」の主張にしっかりと学びながらがんばるつもりです。ツユでどんよりとなりがちですが、階級闘争Ⅱ戦争では、どんよりとしてもられません。「通信」購読者がふえました。

混乱する労働界、また党内にあって我々が目指す目標に、今後も正しき道を指針してくださることを願います。

(神奈川・W)

『資本論』解説、楽しみに読ませてもらっています。近頃、精神衛生上よくない流れが強すぎますが、歴史のなかでは一時のファクションのようなものと思っています。我が道をあわてず、ふてぶてしく行くこととします。

(富山・S)

春闘をはじめ現下の労働運動の状況をみるに、ますますの充実と発展を期待し、ご健闘を祈念します。もちろん、我と我身にも問いかけていることです。

(神奈川・O)

「通信」を読んでがんばっています。今回、国鉄攻撃のなかで仲間が転動しました。

(北海道・T)

貴「通信」の日夜にわたるご活躍、ご苦労さまです。さっそくですが小生「通信」を購読しておりましたが、病氣と転居のため現在送本が中断されています。再開したく思いますので左記まで送付を開始していただければ幸いです。

(香川・O)

いつもご苦労さまです。購読希望の人がいます。代金は至急送りますが、左記にお送りください。

(奈良・S)

◇ 編集部だより ◇

▽国会が終わりました。新聞はこの国会がかつてなく低調であったと解説しています。自民党までが社会党の無気力ぶりに驚いていたとの記事を付して。

▽「読売」六月二六日付の記事も同様です。一面の連載記事で社会党の内状を暴露しています。本当にビックリする内容です。

▽しかし、こんな記事にふりまわされてはいけません。労働運動も社会党も働く仲間が強化していかなければならないからです。

新刊 国際労働運動研究協会刊(千六百円)

岩井章対話集

われらいかに闘うべきか

東京都中央区八重洲一―六一―一六 東進ビル

〇三―二八―一―一八三にお申し込みを